

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第一四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする。
- 二、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができることとする。
- 三、退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設し、返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。

- 四、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職等処分を受けるべき行為があつたことを認めたとによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、退職手当・恩給審査会等に諮問することとする。
- 五、国家公務員退職手当法の改正に伴い、支給制限等処分があつた場合には、共済年金の一部を支給制限できるようにするための国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正を行う。
- 六、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。